

別表（第4条、第5条、第7条関係）

第4条第1号に規定する補助対象経費	補助対象経費（第4条関係）	<p>次の経費区分に応じ次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費の上限は200,000円とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th><th>対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消耗品</td><td>水質保持にかかる薬剤、ろ材購入経費 衛生維持にかかる機械油・鑄止め・接着剤の購入経費、空気調和装置のフィルター交換経費</td></tr> <tr> <td>水質検査</td><td>水質検査経費、塩素計購入経費</td></tr> <tr> <td>貯湯槽の清掃</td><td>清掃経費</td></tr> <tr> <td>空気調和装置のフィルター清掃</td><td>清掃経費</td></tr> </tbody> </table>	経費区分	対象経費	消耗品	水質保持にかかる薬剤、ろ材購入経費 衛生維持にかかる機械油・鑄止め・接着剤の購入経費、空気調和装置のフィルター交換経費	水質検査	水質検査経費、塩素計購入経費	貯湯槽の清掃	清掃経費	空気調和装置のフィルター清掃	清掃経費								
経費区分	対象経費																			
消耗品	水質保持にかかる薬剤、ろ材購入経費 衛生維持にかかる機械油・鑄止め・接着剤の購入経費、空気調和装置のフィルター交換経費																			
水質検査	水質検査経費、塩素計購入経費																			
貯湯槽の清掃	清掃経費																			
空気調和装置のフィルター清掃	清掃経費																			
<p>補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度内1施設あたり100,000円を補助上限額とする。</p>																				
第4条第2号に規定する補助対象経費	補助対象経費（第4条関係）	<p>次の経費区分及び対象設備に応じ次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費の上限は5,000,000円とし、当該年度中に工事等が完了するものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th><th>対象設備</th><th>対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱源・給水設備</td><td>加熱機器（ボイラー、煙突、温水器） 貯湯・貯水設備 熱交換器</td><td>更新及び補修にかかる経費</td></tr> <tr> <td>水質浄化設備</td><td>ろ過器、殺菌装置（塩素注入器）</td><td>更新及び補修にかかる経費</td></tr> <tr> <td>配管設備</td><td>給水・給湯配管、ガス配管</td><td>更新・補修及び洗浄にかかる経費</td></tr> <tr> <td>浴室設備</td><td>浴槽、カラント・シャワー、床タイル</td><td>更新及び補修にかかる経費</td></tr> <tr> <td>脱衣室内設備</td><td>空気調和装置</td><td>更新及び補修にかかる経費</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、緊急性を要するものは、補助対象経費の上限は400,000円とし、当該年度中に工事等が完了するものに限る。</p>	経費区分	対象設備	対象経費	熱源・給水設備	加熱機器（ボイラー、煙突、温水器） 貯湯・貯水設備 熱交換器	更新及び補修にかかる経費	水質浄化設備	ろ過器、殺菌装置（塩素注入器）	更新及び補修にかかる経費	配管設備	給水・給湯配管、ガス配管	更新・補修及び洗浄にかかる経費	浴室設備	浴槽、カラント・シャワー、床タイル	更新及び補修にかかる経費	脱衣室内設備	空気調和装置	更新及び補修にかかる経費
経費区分	対象設備	対象経費																		
熱源・給水設備	加熱機器（ボイラー、煙突、温水器） 貯湯・貯水設備 熱交換器	更新及び補修にかかる経費																		
水質浄化設備	ろ過器、殺菌装置（塩素注入器）	更新及び補修にかかる経費																		
配管設備	給水・給湯配管、ガス配管	更新・補修及び洗浄にかかる経費																		
浴室設備	浴槽、カラント・シャワー、床タイル	更新及び補修にかかる経費																		
脱衣室内設備	空気調和装置	更新及び補修にかかる経費																		
<p>補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度内1施設あたり2,500,000円を補助上限額とする。</p> <p>なお、緊急性を要するものは、補助対象経費の4分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とし、100,000円を補助上限額とする。ただし、当該年度内1施設あたり、緊急性を要しない補助対象経費と合わせて2,500,000円を補助限度額とする。</p>																				

第4条第3号に規定する補助対象経費	補助対象経費 (第4条関係)	次の経費区分及び対象設備に応じ次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費の上限は2,000,000円とし、当該年度中に工事等が完了するものに限る。		
		経費区分	対象設備	対象経費
バリアフリー化設備（設置に工事を伴うもの）		手すり スロープ等段差解消設備 滑り防止及びバリアフリーのための床設備	新規設置、更新及び補修にかかる経費 新規設置、更新及び補修にかかる経費 新規設置、更新及び補修にかかる経費	
補助金額 (第5条関係)	補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度内1施設あたり1,000,000円を補助上限額とする。			